

戒 告 文

大竹功一議員は、平成27年8月20日に議員活動報告書「はってん」を発行したが、その中には、不適切な表現や虚偽の事実、誇大表現により多くの市民に対し誤解を与えている。

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を毀損し、白河市議会議員政治倫理条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反する行為である。

このことは、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。

よって、白河市議会議員政治倫理条例第13条第2項の規定により、戒告する。

また、白河市議会として、大竹議員に対し、今後の議員活動報告などの情報発信を行う場合には、客観的な事実に基づいた内容を記載することと、その表現については、常に議会の品位を保つものであることを強く求めるものである。

なお、大竹議員には、議員の主張や意見に基づく活動は、情報紙やブログなどで市民に伝えるだけでなく、この議会において、意見書や条例等を上程することで議題とし、議員間で議論を深めることが、議員としての職務であり、職責であることを申し添える。

平成27年12月7日

白 河 市 議 会